
騒音・振動関係の届出 及び規制の手引き

(建設作業編)

建設工事に伴って発生する騒音及び振動による公害を防止し、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）について「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による、種々の規制があります。

このリーフレットは、特定建設作業に関する騒音・振動の届出等にあたっての手引きとなるよう作成したものです。

規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

名古屋市全域

ただし、都市計画法で定められた工業専用地域を除きます。

(2) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市全域

ただし、騒音規制法、振動規制法の規制対象地域内において、法対象の特定建設作業が行われる場合を除きます。（条例施行細則第34条）（次表参照）

特定建設作業の種類及び規制に関する基準

次表参照

特定建設作業の届出

- (1) 届出は、元請業者又は自主施工者（特定建設作業を伴う工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）が、特定建設作業を開始する7日前までに、建設現場の所在する区を管轄する公害対策課へ提出してください。届出用紙は、市公式ウェブサイトからダウンロードしていただく他、公害対策課窓口でもお渡しできます。（「届出上の注意」を参照）
- (2) 特定建設作業が2以上の区にまたがる場合は、いずれかの区を管轄する公害対策課へ届出をしてください。（担当区については最後のページをご覧下さい）
- (3) 特定建設作業がその作業を開始した日に完了するものは、届出の必要はありません。

名古屋市環境局

特定建設作業の種類

騒音規制法	条例	騒音特定建設作業 (騒音規制法施行令第2条別表第2、条例施行細則第34条別表第12)
[1]	△	○くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
[2]	△△	○びょう打機を使用する作業
[3]	△△△	○さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
[4]	△△△△	○空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
[5]	△△△△△	○コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
[6]		○バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
[7]		○トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
[8]		○ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業
	△△△△△△	○鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業
	△△△△△△△	○コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
	△△△△△△△△	○コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
	△△△△△△△△△	○ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルを用いる作業 ○上記以外でこれらに類する機械(原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業
	△△△△△△△△△△	○ロードローラー・振動ローラー又はてん压機を用いる作業

振動規制法	条例	振動特定建設作業 (振動規制法施行令第2条別表第2、条例施行細則第34条別表第13)
[1]	△	○くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
[2]	△△	○鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
[3]	△△△	○舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
[4]	△△△△	○ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

注1 くい打機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。なお、アースオーガーを併用して行うくい打機等を使用する作業は、騒音関係では届出対象外であるが振動関係では届出対象となる。

2 びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

3 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

4 舗装版破碎機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破碎する専用機である。

5 バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業で、法・条例対象の建設機械を複数使用する場合には、法、条例別に届出が必要である。

《例》 バックホウ、80kWと60kWを使用する作業の場合→法 [6]、条例△△△△△△△△△△の届出が必要

6 環境大臣が指定する、平成9年からの新基準に適合している低騒音型及び超低騒音型の建設機械(バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー)を使用する作業は、法の届出対象からは除かれるが、条例の届出対象となる。

7 条例△△△△△△△△△△の「上記以外でこれらに類する機械」とは、バックホウのアタッチメントを変更することにより、異なる使用をするもの(例:木ばさみ、スケルトン等)も含む。

8 法と条例で同じ作業が規定されている場合は、工業専用地域での作業を除き、法のみが適用される。

規制に関する基準

(騒音規制法 : 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号, 振動規制法 : 法施行規則第 11 条別表第 1, 環境保全条例 : 条例施行細則第 36 条別表第 14)

規制の種別	地域の区分	騒 音	振 動
基準値	①②③	85 デシベル	75 デシベル
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと	
* 1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと	
	②	14 時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

注 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を * 欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

- 3 ①地域 : ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
 ②地域 : 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)
 ③地域 : 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

届出をするとき・届出書を記入するときの注意事項

- (1) 届出者 (法第 14 条及び法施行規則第 10 条、条例第 37 条及び条例施行細則第 35 条)

届出者の欄には、建設工事を行う元請業者又は自主施工者の住所、氏名を記入してください。
 共同企業体の場合には、当該共同企業体協定書に定める名称、代表者名を記入してください。

- (2) 届出期限 (法第 14 条、条例第 37 条)

届出は、特定建設作業の開始の 7 日前までに行うことが必要です。

(注) 7 日前までは、特定建設作業を開始する日の前日を第 1 日目としてさかのぼり、
 8 日目に相当する日までですので注意してください。

(例) 5 日、6 日、7 日、8 日、9 日、10 日、11 日、12 日、13 日



- (3) 届出書

届出書は、法、条例に基づく実施届出書のほか、届出事項の変更についても定めがあります。

ア 実施届出書

建設作業の実施場所ごとに届出をお願いします。該当するすべての作業の種類について番号を○で囲んで下さい。

イ 届出事項の変更に係る手続き

工事期間の延長、作業時間の変更等が必要な場合には、その都度速やかに届出を行ってください。(作業の種類が変わるのは新たな届出が必要になります。)

ウ 添付書類

作業現場ごとに、付近見取図及び工事の工程表を別に添付してください。工程表については、作業の種類ごとに記入した実施期間と整合させてください。

エ 提出部数等

正本とその写しの計 2 部を提出してください。届出者において複写したものを作りとして使用しても差し支えありません。

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

(例)

特定建設作業実施届出書		令和元年 9月 20 日
名古屋市長様		
届出者 住所 名古屋市〇〇区△△町〇丁目△番地 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 名称 名古屋建設株式会社 代表者氏名 代表取締役 名古屋太郎 電話 (〇〇〇) △△△△ 番		
騒音規制法第14条第1項(第2項) 特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第37条第1項(第2項)		
騒音規制法第14条第1項(第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。		
建設工事の名称 ○△マンション新築工事		
建設工事の目的に係る施設または工作物の種類 鉄筋コンクリート4階建 床面積 600 m ² 延べ面積 2,400 m ²		
特定建設作業の種類 (騒音) 法 1 2 ③ 4 5 6 7 8 条例 1 2 3 4 5 6 ⑦ 8 ⑨ 10 (振動) 法 ① 2 3 ④ 条例 1 2 3 4		
特定建設作業に使用される騒音規制法、振動規制法、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に規定する機械の名称、型式及び仕様 別紙のとおり		
特定建設作業の場所 名古屋市〇〇区△△町〇丁目△番地		
特定建設作業の実施の期間 年 月 日から 別紙のとおり 年 月 日まで 日間		
特定建設作業の開始及び終了の時刻 作業開始 作業終了 作業日 実働時間 別紙のとおり 時から 時まで 時間		
騒音・振動の防止の方法 別紙のとおり		
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 名古屋市〇〇区△△×丁目△番地 ○△株式会社 代表取締役 ○○△△ 電話番号 (〇〇〇-△△△△)		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 現場責任者 △△〇〇 電話番号 (△△△-〇〇〇〇)		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 別紙のとおり 電話番号 ()		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 別紙のとおり 電話番号 ()		
※ 受理年月日 年 月 日		
※ 審査結果		

- 備考 1 特定建設作業の種類の欄には、実施する作業の番号（騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則別表第12または別表第13に掲げる作業の種類の番号）を○印で囲んでください。
- 2 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示してください。
- 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてください。
- 4 ※印の欄には、記載しないでください。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とします。
- 6 届出は、中7日前までに行ってください。

別紙

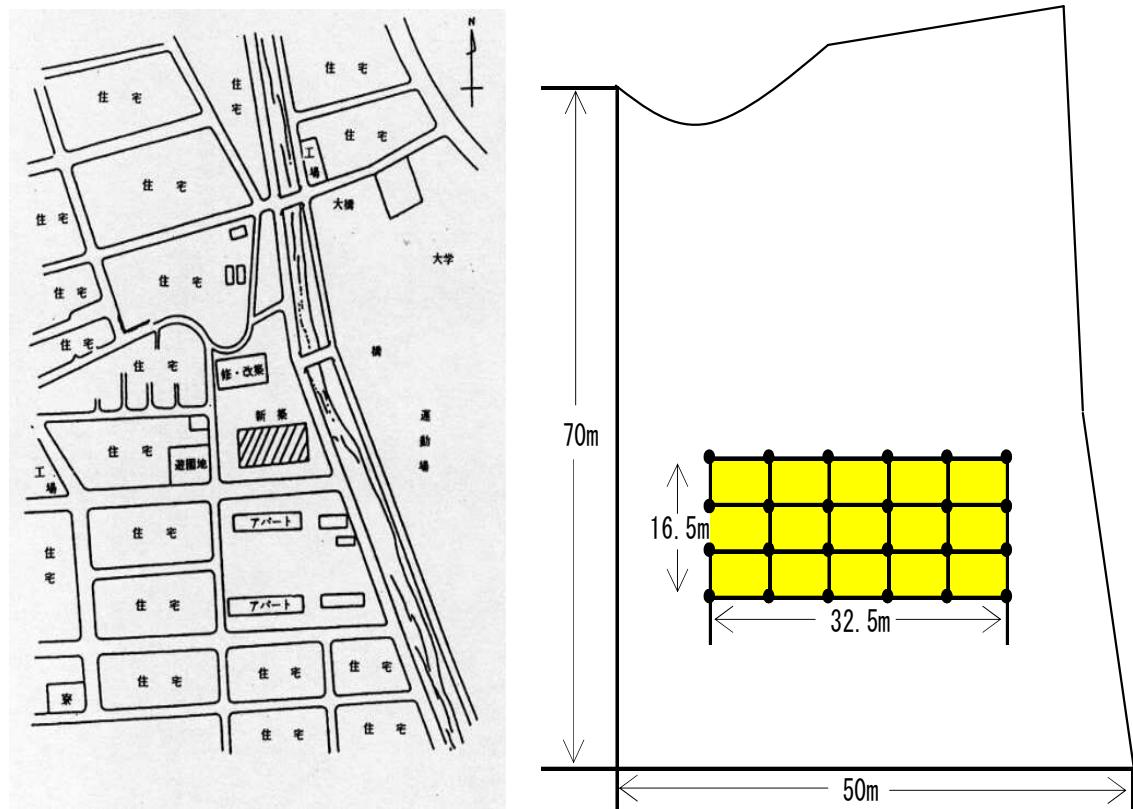
特定建設作業の種類		騒音(法・条例) 振動(法・条例) 1	騒音(法・条例) 3 振動(法・条例) 4	騒音(法・条例) 9 振動(法・条例)
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様		ドロップハンマー (アースオーガー併用) A社製 D-60H	ジャイアントブレーカー B社製 H-6X 600 kg級	バックホウ E社製 SK50(低騒音型) バケット 0.2m ³ 定格出力 40kw
特定建設作業の実施の期間		令和元年 10月 22 日から 令和元年 11月 9 日まで 18 日間	令和元年 10月 1 日から 令和2年 3月 30 日まで 181 日間	令和元年 10月 1 日から 令和2年 3月 30 日まで 181 日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始 午前9 時から 作業終了 午後4 時まで 実働時間 5 時間 作業日 *1 10日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 30日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 60日
騒音・振動の防止の方法		・できる限り打撃回数を減らす。 ・ハンマー落下長を短くする。	・防音カバーをつける。 ・できる限り打撃回数を減らす。	・低騒音型機械を使用する。 ・無理な負荷をかけないようにする。
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名 または名称及び 住所並びに法人 にあってはその 代表者の氏名	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 ○○建設㈱ 代表取締役 ○○△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 ○○建設㈱ 代表取締役 ○○△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 ○○建設㈱ 代表取締役 ○○△△ 電話番号〇〇〇-△△△△
	下請負人の現場 責任者の氏名、連 絡場所	○○ △△△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	○○ △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	○○ △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇
特定建設作業の種類		騒音(法・条例) 9 振動(法・条例)	騒音(法・条例) 9 振動(法・条例)	騒音(法・条例) 7 振動(法・条例)
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様		トラクターショベル D社製 LK80(低騒音型) バケット 0.8m ³ 定格出力 80kw	木ばさみ 本体定格出力 80kw	コンクリートミキサー車 C社製 3m ³
特定建設作業の実施の期間		令和元年 10月 1 日から 令和2年 3月 30 日まで 181 日間	令和元年 10月 1 日から 令和元年 10月 30 日まで 30 日間	令和元年 11月 19 日から 令和2年 3月 7 日まで 109 日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 60日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 10日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 60日
騒音・振動の防止の方法		・低騒音型機械を使用する。 ・無理な負荷をかけないようにする。	・低騒音型機械を使用する。 ・無理な負荷をかけないようにする。	・エンジンの空ぶかしをしない。
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名 または名称及び 住所並びに法人 にあってはその 代表者の氏名	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 ○○建設㈱ 代表取締役 ○○△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 ○○建設㈱ 代表取締役 ○○△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△町〇丁目△番地 △○生コン㈱ 代表取締役 △○△○ 電話番号〇△〇-△△△△
	下請負人の現場 責任者の氏名、連 絡場所	○○ △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	○○ △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	○△○ △△△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇
備考 *1 作業日は、日曜・休日を除く。 *2 騒音・振動の防止の方法は、作業ごとの防止の他、敷地の周囲を高さ5mの防音パネルで囲う。				

(注) 特定建設作業の種類の欄は、騒音の規制を受ける作業は“騒音”の右側、振動の規制を受ける作業は“振動”の右側に騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則別表第12 又は別表第13 に掲げる作業の種類の番号を記載すること。

届出者名称 名古屋建設㈱
建設工事の名称 ○△マンション新築工事

○添付書類

(法第14条第3項, 法施行規則第10条第3項, 条例第37条第3項, 条例施行細則第34条第3項)
付近の見取図(敷地境界から100mの範囲) 敷地・くい打現場



作業工程表

件名 ○△マンション新築工事

工期 事項	令和元年 10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月
仮設工事	↔					
はつり工事	↔					↔
土工事	掘削 ↔ ↔					↔
抗打工事		↔ ↔				
コンクリート工事		基礎 ↔ ↔	1F ↔ ↔	2F ↔ ↔	3F ↔ ↔	4F ↔ ↔ RF ↔ ↔

届出・ご相談・お問い合わせ先

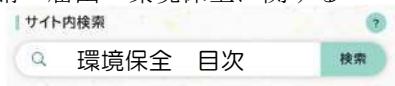
市外局番（052）

西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674（直通） FAX 972-4155

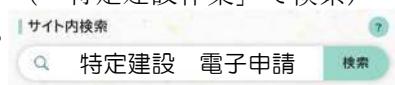
届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

（事業者向け情報→ごみ・環境保全→事業系ごみ・環境保全に関する申請・届出→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書→騒音・振動関係の届出書等）



電子申請サービスのご案内

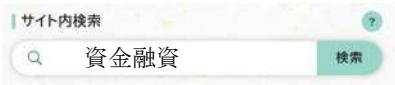
名古屋市電子申請サービス (<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>) の利用により、オンラインで特定建設作業実施届出書の届出ができます。



名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資のご案内

名古屋市では、中小企業の方々が、環境保全対策を実施するために必要な資金を、長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を行っています。この融資では、支払った利子の補助を受けることができます。詳しくは、環境局大気環境対策課

（☎ 052-972-2674）までお問い合わせください。



◆おもな使途など

使 途	具 体 例	利子補助
公 害 防 止	・石綿除去・飛散防止工事、除去作業時の周辺環境調査 ・公害防止設備の購入、設置、改造 など	全 額
	・公害防止対策のための市内での移転	
自動車対策	・ハイブリッド・電気・燃料電池自動車等の購入 ・充電・充填設備の設置 など	半 額
	・低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械等への買替 ・最新の排ガス規制に適合した貨物自動車又は乗用自動車への買替 など	
工エネルギー対策	・LED照明への入替、高効率空調設備への入替 ・太陽光発電設備の設置 など	半 額
そ の 他	・PCB廃棄物対策、透水性・保水性舗装の設置 など	全 額

※上記のほかでも融資対象となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

建設工事の発注者・届出者の皆様へ

建設・解体工事においては、工事に伴う騒音、振動、粉じん、工事車両の通行等により、近隣住民の方々にご迷惑をかけることとなります。

しかし、それらの多くは、事前に適切な対策を講ずれば被害を未然に防止することができます。

発注者・届出者の皆様におかれましては、法律・条例等を遵守するとともに、以下の点に十分に配慮して、工事に着手していただきますようよろしくお願ひいたします。

- ★ **工事現場の周辺住民に対して、あらかじめ工事の概要、作業時間、騒音・振動対策等について説明してください。**
- ★ **騒音・振動の発生状況を常時監視し、近隣住民からの苦情・要望等には迅速かつ誠実に対応してください。**
- 工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、できる限り低騒音・低振動の工法及び建設重機を採用するとともに、十分な騒音・振動対策等を行ってください。
- 下請業者を使用して工事を施工する場合には、その作業内容を十分に把握し、騒音・振動対策等について指導してください。
- 機材や土砂石の運搬等のために大型車を運行する場合には、通行経路、通行時間を十分検討してください。
- 工事現場以外に資材・残土を設ける場合は、周辺の環境保全についても十分検討してください。（工事現場以外の資材・残土置き場において建設重機を使用する際には、その敷地境界において別に定める基準がかかります。）
- 解体等工事を施工する場合は、当該工事が特定工事（石綿を除去等する作業を伴う工事）に該当するか否かを、図面や目視、石綿の含有分析等により事前に調査してください。
- 解体等工事が特定工事に該当するか否か事前に調査した結果を発注者に書面で説明するとともに、当該工事の開始の日までに公衆が見やすい場所に掲示してください。
- 地下水のゆう出を伴う掘削工事においては、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78 cm^2 を超える場合には、届出が必要になります。詳細は、前頁の各公害対策課へお問い合わせください。
- 河川等の公共用水域に工事の際に出る排水を排出するときには、排水処理を行ってください。